

条例改正委員意見まとめ

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>すべて人は、障がいの有無にかかわらず、平等に、アかけがえのない個人として尊重され、地域社会で自らのイ個性と能力を発揮しながらウ心豊かに生活する権利を有している。</p> <p>しかしながら、現実には、日常生活の様々な場面において、障がいのある人が障がいを理由として不利益な取扱いを受けているという実態がエ</p> <p>る。また、障がいのある人が、自己実現を求め、自ら望むような社会参加をしたいと願っても、それを困難にしているオ物理的な問題に加え、障がいや障がいのある人に対する誤解、無理解、偏見などに基づく社会的障壁が存在し、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている。障がいのある人の多くがこのような不利益な取扱いや社会的障壁のために、自ら望む生き方を諦めざるを得ず、日常生活の様々な場面において家族等に依存することを余儀なくされ、その家族等を失えばたちまち生活自体が困難になってしまうカ状況</p> <p>にあり、家族等の不安もまたキ非常に深刻かつ切実である。</p> <p>そのような中で、平成18年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択され、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を社会の責任で取り除き、障がいを理由とする差別をな</p>	<p>すべて人は、障がいの有無にかかわらず、平等に、ア個人の尊厳が確保され、地域社会で自らのイ個性と可能性を発揮しながらウ尊厳をもつて心豊かに生活する権利を有している。</p> <p>しかしながら、現実には、日常生活の様々な場面において、障がいのある人が障がいを理由として不利益な取扱いを受けているという実態がエり、これまで障がいのある人の尊厳が深く傷つけられてきている。また、障がいのある人が、自己実現を求め、自ら望むような社会参加をしたいと願っても、それを困難にしているオ</p> <p>社会的障壁が存在し、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている。障がいのある人の多くがこのような不利益な取扱いや社会的障壁のために、自ら望む生き方を諦めざるを得ず、日常生活の様々な場面において家族等に依存することを余儀なくされ、その家族等を失えばたちまち生活自体が困難になってしまうカいわゆる「親なき後」等の現実があり、家族等の不安もまたキ深刻さを増している。</p> <p>そのような中で、平成18年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択され、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を社会の責任で取り除き、障がいを理由とする差別をな</p>	<p>ア基本的人権に並ぶキーワードは「個人の尊厳」であり、尊重より尊厳の方が適切。</p> <p>イ障がい構造モデルでは、機能、能力ではなく、社会レベルの障がい、環境要因が重視されており、能力に着目することは適切とは言えない。</p> <p>ウ エ差別の本質は、その個人の人間としての尊厳を侵害することであり、障害者権利条約や条例第6条第1号の基本理念にも「尊厳」という文言が明記されている。</p> <p>オ第2条(2)の定義との整合性を図る。</p> <p>カ政策課題としての親亡き後の問題を表現する。</p> <p>キ当事者・親の高齢化、人口減少社会の進行による担い手不足といった推移を踏まえ修正。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>くし、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになった。</p> <p>日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、障がいを理由とする差別の解消に向けた様々な取組みがなされてきた。</p> <p>福岡市においても、国際社会や国の動向を踏まえた取組みを進めてきたが、障がいを理由とするクイかなる種類の差別もない社会を実現するためには、市、事業者及び市民が一体となって努力していくことが必要である。</p> <p>このような認識のもと、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を明らかにし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>くし、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになった。</p> <p>日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、障がいを理由とする差別の解消に向けた様々な取組みがなされてきた。</p> <p>福岡市においても、国際社会や国の動向を踏まえた取組みを進めてきたが、障がいを理由とするク_____差別もない社会を実現するためには、市、事業者及び市民が一体となって努力していくことが必要である。</p> <p>このような認識のもと、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を明らかにし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>ク第2条(3)の定義との整合性を図る。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由（抜粋））
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、ケ市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、コ社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動にサ参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会のシ実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、スそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるセものをいう。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、ケ市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、コ社会を構成する権利主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動にサ参加し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会のシ実現を目指すことを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、ス 当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるセ者をいう。</p> <p>ソ※障がい者の定義において、過去、未来、推</p>	<p>ケ法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化された。</p> <p>コ人権・差別の問題で重要となる主体の概念は、権利主体。</p> <p>サ完全参加と平等という国連・障害者の十年の基本コンセプトから見ても、あえて用語を使い分ける必然性はない。</p> <p>シ前文との整合性を図る。</p> <p>ス表現の重複を避ける。</p> <p>セ誤字の修正</p> <p>ソ障害者権利条約では、障がいに基づく差別は、現在障がいがある人、過去に障がいがあった人などに加え、関係者に対して行われる可能性があるとして行われている。コロナ禍での多くの一般的な差別事例でも、罹患者だけでなく、陽</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由（抜粋））
<p>(2) 略</p> <p>(3) 障がいを理由とする差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別の事情がないにもかかわらず、不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしないことをいう。</p> <p>(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、チ障がい者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(5) 合理的配慮 障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去のためのツ必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。</p> <p>(6)～(8) 略 (市の責務)</p>	<p><u>測による障がい、家族や関係者も加えるかどうかの検討が必要。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 障がいを理由とする差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別の事情がないにもかかわらず、不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしないことをいう。 タ※差別概念の定義がなく、間接差別、関連差別、ハラスメントについての検討が必要。</p> <p>(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、チ障がいのない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(5) 合理的配慮 障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去のためのツ個別の必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。</p> <p>(6)～(8) 略 (市の責務)</p>	<p>性者や濃厚接触者等の推定の人などにも差別が及んでいる。</p> <p>タ障害者権利条約の差別の概念には、「障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限」が差別とされており、間接差別、ハラスメント、交差差別、複合差別及び関連差別が含まれている。</p> <p>チ第2条第1号を受けた表現と思われるが、障がい者と健常者の分断を感じさせる表現で、違和感がある。</p> <p>ツ合理的配慮の提供に対する正確な理解を図るため、及び合理的配慮の提供は難しいことではないのだという認識を強めるため。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>第3条 略</p> <p>テ (新規追加)</p> <p>ト (新規追加)</p> <p>ナ (新規追加)</p> <p>(事業者のヌ役割)</p> <p>第4条 事業者は、ネ 第6条の基本理念にのっとり、障がい者を理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うとともに、市が実施する障がい者を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>第2章 基本理念</p> <p>第6条 障がい者を理由とする差別の解消の推進</p>	<p>第3条 略</p> <p>テ市は、障がい者を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する。</p> <p>ト市は、障がい者を理由とする差別及びその解消のための取組みに関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。</p> <p>ナ※国との役割分担、相互連携、協力について明文化する。</p> <p>ニ逐条解説に「自治会の研修に対する支援」を加える。</p> <p>(事業者のヌ責務)</p> <p>第4条 事業者は、ネ特に福祉に携わる者は、第6条の基本理念にのっとり、障がい者を理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うとともに、市が実施する障がい者を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>第2章 基本理念</p> <p>第6条 障がい者を理由とする差別の解消の推進</p>	<p>テ ト法改正により支援措置の強化が盛り込まれたため。</p> <p>ナ法の改定により、国との役割分担、連携協力について新設されたため</p> <p>ニ身近な市民間における差別の解消を進めるためには、市民に最も近い組織である自治会における研修が重要であるため。</p> <p>ヌ法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化された（ケと同じ理由）。</p> <p>ネ発達障がいや知的障がいのあるものは、差別を受けていても意思表示できない、又は差別だと認識できていないことがある。身近に接する福祉に携わるものから、声を上げることが必要不可欠。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由（抜粋））
<p>(8) 女性である障がい者は、障がいに加えて女性^ホであること^ホにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。</p> <p>(新規追加)</p> <p>(9) 非常災害時において障がい者の安全を確保するため、非常災害に備えた地域における支援体制の整備及び非常災害発生時における適切な支援が求められること。</p> <p>第3章 障がいを理由とする差別の禁止</p> <p>^ミ ^ム (新規追加)</p>	<p>て、その手段や選択の機会の保障にとどまらず、デジタル時代を見据えた誰も取り残されない情報の受発信者としての権利の主体性を確保した内容にすべき。</p> <p>(8) 女性である障がい者は、障がいに加えて女性や^ホLGBT等であること^ホを理由に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。</p> <p>(9) ^マ<u>障がいがあることによる差別をしない人間の形成のための教育、療育及び保育の重要性に鑑み、障がいのある人と障がいのない人が共に生き、共に育ちあう社会を実現するため、可能な限り同じ場所で教育、保育及び療育を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(10) 非常災害時において障がい者の安全を確保するため、非常災害に備えた地域における支援体制の整備及び非常災害発生時における適切な支援が求められること。</p> <p>第3章 障がいを理由とする差別の禁止</p> <p>^ミ ^ム第 条 <u>何人も障がいを理由とする差別を行ってはならない。</u></p> <p>※現行第7条の前に規定する。</p>	<p>権を確保することに繋がる。</p> <p>^ホ時代に沿った文言にしてほしい。</p> <p>^マ教育・療育・保育が果たす初期の人間関係における重要性に鑑み、教育・療育・保育における差別を認めない教育等の実施を基本理念に謳いこむ。</p> <p>※現行の(9)を(10)とする。</p> <p>^ミ・罰則規定は無し。</p> <p>・福岡県では明記されており、現条例では法的効力が問題となる。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第7条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条第1項及び第21条第3号において同じ。）及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 教育、療育及び保育の分野における次に掲げる取扱い</p> <p>☒ア _____</p> <p>_____客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がいを</p>	<p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第7条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条第1項及び第21条第3号において同じ。）及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 教育、療育及び保育の分野における次に掲げる取扱い</p> <p>☒ア <u>教育、療育及び保育において必要と認められる適切な指導及び支援が行われないことについてやむを得ない場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がいを</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約においても個人を排除してはならず、社会モデルの考えからすれば社会を構成する全ての人を出発点としており、内閣の基本方針においても条例で規定することは認められている。 ・ 第7条の実体規定で、市民についても差別することは禁止されていると謡う必要がある ☒ム 発達障がいには目に見えない障がいであるゆえ、私人間での差別行為が後を絶たないため。 <p>☒メ ・ 「医療的ケア児等支援法」が2021年9月に施行された。しかし現場においては「客観的に合理的な理由がある場合を除き」の文言を利用して乱用して</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>理由として、教育、療育若しくは保育を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。</p> <p>イ 略 （新規追加）</p> <p>(4)～(5) (6) 情報の提供及び意思表示の受領の分野における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 略 イ 略</p> <p>(7) 略 （新規追加）</p>	<p>理由として、教育、療育若しくは保育を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。</p> <p>イ 略</p> <p>モ <u>障がい者の年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。</u></p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>ヤ ※情報の取得及び利用並びに意思疎通について、その手段や選択の機械の保障にとどまらず、デジタル時代を見据えた誰も取り残されない情報の受発信者としての権利の主体性を確保した内容にすべき。</p> <p>ユ スポーツ、文化芸術活動その他生涯学習の分野における次に掲げる取扱い</p>	<p>適切な対応が取られない恐れがあり、療育や保育、教育を受ける権利を確保する必要がある。</p> <p>※医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。</p> <p>モ アの教育等の拒否、制限、条件を付することを禁ずるだけでなく、受けられるようにするための支援を積極的に講じるべきと考える。</p> <p>ヤ ・情報アクセシビリティ・コミュニケーションの保障は、障がいのある人が社会参加をするために欠かせない権利であり、以て障がいのある人の尊厳や人権を確保することに繋がる。</p> <p>ユ ・パラリンピックのようにスポーツや文化芸術活動は個性や能力を発揮し活躍できる分野であり、その機会を奪わない</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>(合理的配慮の提供)</p> <p>第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を☑するように努めなければならない。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>(合理的配慮の提供)</p> <p>第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を☑しなければならない。</p> <p>☒ 3 市又は事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去について、障がい者及びその家族その他の関係者が必要としている場合又はそのことが客観的に認識しうる場合、合理的配慮の提供をしなければならない。ただし、建設的な対話を通して、その実施に伴う負担が過重であることが明らかになった場合</p>	<p>ために、この分野における不当な差別的取扱いの禁止を記載すべきではないかと考える。</p> <p>☑・事業者の合理的配慮の義務は国連障害者権利条約、国の差別解消法でも語られている。</p> <p>☒・当事者の意思表示によるものと同等・並列に客観的な必要かつ認識できる状況における合理的配慮の提供を条文においても明確にする。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由（抜粋））
<p>(新規追加)</p> <p>第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等</p> <p>第1節 基本的な施策 (啓発活動等)</p> <p>第9条 市は、事業者及び市民ルの、 障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるために</p> <p>必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供ルを行うものとする。 (該当条文なし)</p> <p>2 市長は、ロ</p>	<p>はその限りではない。</p> <p>リ・市及び事業者は、<u>不当な差別的取り扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障がい者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</u></p> <p>第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等</p> <p>第1節 基本的な施策 (啓発活動等)</p> <p>第9条 市は、事業者及び市民ルが多様な障がいのある人の状況を理解し、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるために、ル福岡市保健福祉総合計画や障がい福祉計画に数値目標を記載するなど計画的に、必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供ルおよび研修を行うものとする。</p> <p>※小学校等学校教育の中で障がいや障がい者への理解を深める啓発活動が必要である（改正文案なし）。</p> <p>2 市長は、ロ職員が多様な障がいのある人の状</p>	<p>リ・「正当な理由」「合理的配慮の提供ができない過重な負担」がある場合には、建設的な対話のもとで相互理解が必要と思われるため。</p> <p>ル・啓発促進に具体性をもたらすため、福岡市保健福祉総合計画等を加える。 ・市政に関する意識調査では条例の存在そのものを知らない市民が7割を超えており、より具体性や計画性をもつ啓発を行う必要がある。</p> <p>レ・小学校低学年児童は先入観がなく素直に受け入れる力があるため。</p> <p>ロ・啓発促進に具体性をもたらすため、</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由（抜粋））
<p>_____職員に対し、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるため^ロ_____研修の機会を確保するものとする。</p> <p>（新規追加）</p> <p>第10条 略 （相談体制の充実）</p> <p>第11条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための^ヲ_____体制の充実を図るものとする。</p> <p>（該当条文なし）</p> <p>（該当条文なし）</p> <p>2 市は、前項の体制を整備するに当たっては、^イ_____当該体制が次の各号のいずれにも該当するよう考慮するものとする。</p> <p>(1) 相談をする人にとって身近に相談窓口があること。</p>	<p><u>況を理解し、職員に対し、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるため^ロ第1項と同様に計画的に研修の機会を確保するものとする。</u></p> <p>^ワ3 <u>第1項及び第2項の啓発活動や研修に取り組むに当たっては、障がい者、その家族その他関係者の意見を聞くものとする。</u></p> <p>第10条 略 （相談体制の充実）</p> <p>第11条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための^ヲ<u>環境の整備、相談員の専門性の向上をはじめとする体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>^ン<u>※相談員窓口の充実が必要（改正文案なし）。</u></p> <p>^あ<u>※差別を解消するための支援措置の強化として、相談に対応する人材の育成及び確保のための措置について明文化する（改正文案なし）。</u></p> <p>2 市は、前項の体制を整備するに当たっては、^イ<u>障がい者の権利擁護の視点を踏まえつつ、当該体制が次の各号のいずれにも該当するようしなければならない。</u></p> <p>(1) 相談をする人にとって身近に相談窓口があること。</p>	<p>福岡市保健福祉総合計画等を加える。</p> <p>^ワ・啓発活動や研修を企画・実施するに当たって真に実効性あるものとするために、障がい者等の意見を聞く必要がある。</p> <p>^ヲ・相談体制の拡充を図るとともに、専門性の向上が必要である。</p> <p>^ン・地域に根差した実効性のある条例にするため。</p> <p>^あ・障害者差別解消法の改定により、市の取り組むべき事項として追加されたため</p> <p>^イ・専門性のベースに権利擁護に関する理解が必要である。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由（抜粋））
<p>(2) 障がい及び障がい者に関し専門的知識を有する者<u>う</u>が相談を受けること。</p> <p><u>え</u>（新規追加）</p> <p>（規定なし）</p> <p>（表彰）</p> <p>第12条 市長は、<u>か</u>合理的配慮をすること<u>う</u>に関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。</p> <p>第13条 略</p> <p>第2節 障がいを理由とする差別に関する相談等（相談）</p> <p>第14条 障がい者及びその家族その他の関係者又は事業者は、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第15条</p>	<p>(2) 障がい及び障がい者に関し専門的知識を有する者<u>う</u>並びに当事者又は家族が相談を受けること。</p> <p><u>え</u>(3) <u>う</u>障がい者差別が障がい者の人権を侵すものであることを認識すること。</p> <p><u>お</u>※障がい当事者によるピア相談の窓口があることも知らしめてはどうか（改正文案なし）。</p> <p>（表彰）</p> <p>第12条 市長は、<u>か</u>障がいを理由とする差別の解消に関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。</p> <p>第13条 略</p> <p>第2節 障がいを理由とする差別に関する相談等（相談）</p> <p>第14条 障がい者及びその家族その他の関係者又は事業者は、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。<u>き</u>なお、<u>う</u>市は、相談窓口の所在を市民に周知すること。</p> <p>2 略</p> <p>第15条</p>	<p>・相談体制の整備の一つとして、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員及びピア相談員を条例の相談体制に関わるよう位置づけ、これらに対して専門的研修を行う必要がある。</p> <p><u>え</u>・当事者主体、権利擁護の文言を入れる必要がある。</p> <p><u>お</u>・身体障がい者相談員が任命され活動しているため。</p> <p><u>か</u>啓発促進に具体性をもたらすため、表彰対象を合理的配慮に限定せず差別解消全般に拡大する。</p> <p><u>き</u>・件数が減少している中、「相談窓口の周知には努力すること」との文言を入れるべきである。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由（抜粋））
<p>1 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る事実について必要な調査を行う<u>く</u>ことができる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するものとする。ただし、第17条の規定により当該申出に係る事案を福岡市障がい者差別解消審査会<u>け</u>に諮問したときその他特別の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>～第16条 略 （審査会への諮問）</p> <p>第17条 市長は、前条の規定による指導又は助言（第7条の規定に違反することを理由としてなされたものに限る。）をした場合において、当該指導又は助言を受けた<u>こ</u>事業者（以下「特定</p>	<p>1 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る事実について必要な調査を行う<u>く</u>ものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するものとする。ただし、第17条の規定により当該申出に係る事案を福岡市障がい者差別解消審査会<u>け</u>（以下「審査会」という。）に諮問したときその他特別の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>～第16条 略 （審査会への諮問）</p> <p>第17条 市長は、前条の規定による指導又は助言（第7条の規定に違反することを理由としてなされたものに限る。）をした場合において、当該指導又は助言を受けた<u>こ</u>国、福岡県、福岡市又は事業者（以下「特定</p>	<p><u>く</u>・人間の尊厳の不可侵を定め、障がいによる差別の禁止を定め、これらの規定の下位規範としての差別是正措置を定めた条項では、「できる」規定は基本的に馴染まない。権利性を曖昧にしているため。</p> <p><u>け</u>・体裁を統一</p> <p><u>こ</u>・条例では国、福岡県の取り扱いが不</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>事業者」という。)が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、け福岡市障がい者差別解消審査会に諮問するくことができる。</p> <p>(勧告)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定事業者に対し、障がい者の権利利益を侵害しないための具体的な措置を示して勧告するさことができる。</p> <p>(1)～(3) 略 (公表)</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表するさことができる。</p> <p>2 略</p> <p>第20条 略</p> <p>第21条 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、し_____障がい者を理由とする差別を解消するために必要な事務</p> <p>2 略</p> <p>(組織及び委員)</p>	<p>事業者」という。)が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、け_____審査会に諮問するくものとする。</p> <p>(勧告)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定事業者に対し、障がい者の権利利益を侵害しないための具体的な措置を示して勧告するさものとする。</p> <p>(1)～(3) 略 (公表)</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表するさものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第20条 略</p> <p>第21条 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、し第6条の基本理念に鑑み、障がい者を理由とする差別を解消するために必要な事務</p> <p>2 略</p> <p>(組織及び委員)</p>	<p>明であり審査対象に加えることで明確化を図るべきである。</p> <p>く・P14と同様</p> <p>さ・人間の尊厳の不可侵を定め、障がいによる差別の禁止を定め、これらの規定の下位規範としての差別是正措置を定めた条項では、「できる」規定は基本的に馴染まない。権利性を曖昧にしまうため。</p> <p>し・何らかの理由で相談者本人が調整、あつせんを望まない場合においても、当該事例が第6条の基本理念に抵触する要素を含み重大な人権侵害である場合は推進会議において協議する必要があると考えるため。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>第22条 略</p> <p>2 委員は、障がい者並びに福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の<u>す</u>擁護について優れた識見及び実務経験を有する者<u>せ</u> _____ のうちから、 _____ 市長が任命する。</p> <p>3 委員は、職務上<u>そ</u>知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>（部会）</p> <p><u>た</u>（新規追加）</p>	<p>第22条 略</p> <p>2 委員は、障がい者並びに福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の<u>す</u>保障について優れた識見及び実務経験を有する者<u>せ</u>及び公募で応募した者のうちから、<u>せ</u>障がいの状況の多様性に配慮することに留意し、市長が任命する。</p> <p>3 委員は、職務上<u>そ</u>知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>（部会）</p> <p>第23条 推進会議に、<u>た</u>次に掲げる事務を行わせるため、相談部会を置く。</p> <p>(1) 条例第14条第2項の個別相談及び相談部会に属する委員が所属する機関が対応した障がいを理由とする差別に関する相談について、問題解決に向けて分析及び助言（次号に規定する事項を除く）を行うこと。</p> <p>(2) 条例第21条第1項第2号及び第3号に関する事項</p> <p>(3) 条例第11条第1項の体制及び障がいを理由とする差別に関する相談に係る対応のあり方を検討すること。</p>	<p><u>す</u>・権利の擁護はアドボカシー活動を表現する用語として使われることが多く、委員を任命する分野を狭めてしまうことにつながりかねない。</p> <p><u>せ</u>・推進会議委員に公募委員を加え障がいの多様性への配慮を規定する。特別支援教育関係者・医療関係者の参加が必要</p> <p><u>そ</u>・一般的な表現に修正</p> <p><u>た</u>・相談部会について要領（※推進会議が定める福岡市障がい者差別解消推進会議運営要領）でなく、条例で規定する必要がある。</p>

現行	委員改正案	備考（改正理由(抜粋)）
<p>第23条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができる。</p> <p>第24条～第33条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p>	<p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別に関する相談に係る事項について検討すること。</u></p> <p><u>2</u> 推進会議は、必要に応じて、<u>その他の部会</u>を置くことができる。</p> <p>第24条～第33条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p>	